

第一類 第七号

大藏委員会議録 第三十四号

昭和二十四年五月十七日(火曜日)

午前十一時八分開議

出席委員

委員長 川野 芳滿君

理事小峯 柳多君

理事宮幡 靖君

理事荒木萬壽夫君

理事内藤 友明君

岡野 清彦君

北澤 直吉君

前尾繁三郎君

吉田 省三君

大藏政務次官

専門員

磯田 好祐君

黒田 久太君

河田 賢治君

委員外の出席者

大藏事務官

専門員

椎木 文也君

本日の会議に付した事件
貸金業等の取締に関する法律案(内
閣提出第二〇六号)

○川野委員長 これより会議を開きま
す。

○田中(織)委員 昨日に引続いて二、
三貸金業取締りに関する法律について
質問いたしたいと思います。昨日御質
問申し上げて、お答えがその分につい
てはまだないでございますが、第二
條の三に該当する問題であります。物
品の賣買に関する事柄ですが、最近

ミシン等の販賣方法といったしまして、
月がけの一これは実質的には月賦弁
済という形をなすのだと思うのです
が、抽籤によつてミシンを渡すとい
う形でミシンの賣買が行われておる。そ
れからこれは昨日小峯君からも指摘さ
れた点でございますけれども、最近住
宅会社で掛金をかけて、抽籤によつて
住宅をもらつという形の住宅建設とい
うものが進められておるのであります
。この点につきましては、承ります
と無盡業法による類似無盡として、
そういう場合には当然無盡業法によ
るところの認可を得なければならぬ、
こうしたことなどでございますが、實際は
そうした認可を得ずに行つておる住宅
会社、またことにミシンその他の物品
の販賣についても、一々認可を得てお
るかどうかということも明確ではあり
ませんし、その点について一々無盡業
法によるところの認可を得なければ、
そうした物品の月賦支拂いによる賣買
ができないということになれば、非常
に私は不便だと思うのですが、この点
については第二條の一項の三号にあり
ますように、物品の賣買その他の取引
に付随して行うものとして、これはむ
しろ除外すべきだと私は考えるのです
が、その点についての大藏当局の御意
見を伺いたいと思います。

○磯田説明員 お答え申し上げます。
大藏委員會は、一定の口数をき
て、その弁済を行わしめておるのであ
ります。たゞいま申し上げましたよう
に、その現実の取引によつて決定さ
れるべき問題だと思います。

○田中(織)委員 無盡業法による認可
を得ておる住宅会社、一定の口数をき
て、その弁済を行わしめておるのであ
ります。たゞいま田中委員から御質問
した点については、その住宅なりある
いはミシンなりの賣買の形態、それか
らその取引の内容等につきまして、具

ミシン等の販賣方法といったしまして、
月がけの一これは実質的には月賦弁
済という形をなすのだと思うのです
が、抽籤によつてミシンを渡すとい
う形でミシンの賣買が行われておる。そ
れからこれは昨日小峯君からも指摘さ
れた点でございますけれども、最近住
宅会社で掛金をかけて、抽籤によつて
住宅をもらつという形の住宅建設とい
うものが進められておるのであります
。この点につきましては、承ります
と無盡業法による類似無盡として、
そういう場合には当然無盡業法によ
るところの認可を得なければならぬ、
こうしたことなどでございますが、實際は
そうした認可を得ずに行つておる住宅
会社、またことにミシンその他の物品
の販賣についても、一々認可を得てお
るかどうかということも明確ではあり
ませんし、その点について一々無盡業
法によるところの認可を得なければ、
そうした物品の月賦支拂いによる賣買
ができないということになれば、非常
に私は不便だと思うのですが、この点
については第二條の一項の三号にあり
ますように、物品の賣買その他の取引
に付随して行うものとして、これはむ
しろ除外すべきだと私は考えるのです
が、その点についての大藏当局の御意
見を伺いたいと思います。

○磯田説明員 お答え申し上げます。
大藏委員會は、一定の口数をき
て、その弁済を行わしめておるのであ
ります。たゞいま田中委員から御質問
した点については、その住宅なりある
いはミシンなりの賣買の形態、それか
らその取引の内容等につきまして、具

ミシン等の販賣方法といったしまして、
月がけの一これは実質的には月賦弁
済という形をなすのだと思うのです
が、抽籤によつてミシンを渡すとい
う形でミシンの賣買が行われておる。そ
れからこれは昨日小峯君からも指摘さ
れた点でございますけれども、最近住
宅会社で掛金をかけて、抽籤によつて
住宅をもらつという形の住宅建設とい
うものが進められておるのであります
。この点につきましては、承ります
と無盡業法による類似無盡として、
そういう場合には当然無盡業法によ
るところの認可を得なければならぬ、
こうしたことなどでございますが、實際は
そうした認可を得ずに行つておる住宅
会社、またことにミシンその他の物品
の販賣についても、一々認可を得てお
るかどうかということも明確ではあり
ませんし、その点について一々無盡業
法によるところの認可を得なければ、
そうした物品の月賦支拂いによる賣買
ができないということになれば、非常
に私は不便だと思うのですが、この点
については第二條の一項の三号にあり
ますように、物品の賣買その他の取引
に付随して行うものとして、これはむ
しろ除外すべきだと私は考えるのです
が、その点についての大藏当局の御意
見を伺いたいと思います。

○磯田説明員 お答え申し上げます。
大藏委員會は、一定の口数をき
て、その弁済を行わしめておるのであ
ります。たゞいま田中委員から御質問
した点については、その住宅なりある
いはミシンなりの賣買の形態、それか
らその取引の内容等につきまして、具

体的にはつきり実態をつかまないとわ
からないのでございますが、その住宅

の販賣なりあるいはミシンの販賣なり

あわせてその点についても、四社以外

の

御説明にもありますように、全國にそ
うした認可を得ておるもののが四社だと
いうことであります。私は實際にこ
れまで調べてみたのではありませんけ
ども、そうした形において住宅会社と
いうもの

の

で、この取締りを受けないことになる
と思うであります。しかしながらそ
の住宅なりあるいはミシンなりを販賣し
ておりまして、その口数の中で抽籤入
札によつて販賣いたします場合におい
ては、無盡業法第一條によります無盡
業。いわゆる類似無盡といふ形になり
まして、

〔委員長退席、宮幡委員長代理着
席〕

無盡業法第一條の取締りを受けること
になるであります。現在この種の
無盡といつしましては、全國に四社の
住宅無盡の会社がありまして、一定の
口数と一定の金額によります住宅の販
賣につきまして、抽籤入札によりま
して、その弁済を行わしめておるのであ
ります。たゞいま申し上げましたよう
に、その現実の取引によつて決定さ
れるべき問題だと思います。

○磯田説明員 お答え申し上げます。
大藏委員會は、一定の口数をき
て、その弁済を行わしめておるのであ
ります。たゞいま田中委員から御質問
した点については、その住宅なりある
いはミシンなりの賣買の形態、それか
らその取引の内容等につきまして、具

の

で、この取締りが行われると同時に、そ
うした住宅会社、あるいはこれは最近
設を行つておる住宅会社といふもの
は、全國に四社や五社ではないと思
うであります。今後この貸金業につい
ての取締りが行われると同時に、そ
れでも、そうした形において住宅会社と
いうもの

の

であります。今後この貸金業につい
ての取締りが行われると同時に、そ
れでも、そうした形において住宅会社と
いうもの

の

で、最初に抽籤入札によつて当選いたしました者が給付を受け、ほかの五十九人の者は他の一般の預金と同じよう金をかけて行くわけあります。この金をかけて行くというのは、ちょうど預金と同じような經濟的効果を持つものでございまして、ほかの契約者の利益を保護しなければならぬという観点から、無盡業法におきましてその取締りを設けることになつておるわけであります。すなわちたとえて申しますれば、六十人のうち三十人までは家の給付を受けた。あの三十人は掛金をかけたけれども、そのうちにその請負業者なりあるいはミシン製造業者がやつて行けなくなつたために、掛金だけかけ込んでしまつたが、一回の住宅の給付もあるいはミシンの給付も受けられないというよくなつたために、掛金だけいまして、かかる觀点から、たゞいま申し上げましたように取締りの規定を設けまして、いわゆる物品無盡の取締りをやるわけであります。しかしながら最近のごとく非常に金詰まりがはげしくなりますと、この種の物品無盡に対する要請も非常に必要になつて参ると思いますし、また現実に行われておるものもあると思います。この点につきましては、無盡業法の運用の問題といいたしまして、実情に即したように調査いたしましてでき得るものはやらせたい。しかしながらこの物品無盡というものは、從來の成績は必ずしもうまく行つておりません。結局は大体において契約者に迷惑をかけるといふような事例が多いようでございまますので、この点あわせて慎重に考えたいと思います。

〔吉澤委員長代理選席、委員長席〕

しかしながらこの住宅無蓋が最近どうもく行かない一つの理由は、終戦後におきまする非常なインフレによりまして物の價格が高くなり、一方契約金額をいたしましても、当初のたとえば十萬円なら十万円で家を給付するという確定金額で契約をいたしておるのが、そういう関係で採算がどれなくなると、それからインフレに伴う金詰まりで行き詰つて來るというような特殊の事由もありましたので、遂にこれは物價が安定し、あるいは下つて行くというようなときになりますと、多少それを考へていいじやないかと思います。物價が高くなりませんと、物の給付にもそんなに困難を伴わないと思ひますので、今後物品無蓋の認可の方針について十分再検討いたしまして、できるだけ実情に沿うようにいたしたいと思ひます。

御報告申し上げます。なお内閣閣僚等の要望として、大蔵委員会の要望があるならば、その要望を提出してもらいたい。できるだけ要望の趣旨に沿うよう、うに善処する、こういう発言がござい

も、内閣委員会の審査に加わらなければ
ばいかなと思いますが、一應大蔵委
員会の内閣委員会に対する大蔵省設置
法案に関する申し入れ事項を審議する
前に、先ほど承れば内閣委員会として
は、午前中に大蔵省設置法案の審議を
終了する予定だそうあります。少
くとも今日午後に至るまで継続され
るよう、委員長から重ねて申入れを
していただきたいと思います。その上
で大蔵委員会として内閣委員会に申入
れる事項については、委員長の方で
も御腹案があるようありますし、そ
の腹案を示していただくことも必要だ
と思いまするが、われくは修正案に
ついての説明も聽取しておりませんの
で、この際大蔵委員会といたしまし
て、本委員会の使命と重大な関係を持
つ法案でございますから、特にこの点
についての政府当局の御説明を聽取す
るように、委員長においておとりはか
らいを願いたいと思います。

思います。

をしておいでいただきたいと思いま
す。

○川野委員長 それでは田中委員の要望もございますので、大藏大臣の出席を願つて説明を聽取した上、あらためて御相談申し上げることにいたしたいと存じます。

○川野委員長 貸金業等の取締に関する法律案についての質疑を継続いたします。田中誠之進君。

○田中(織)委員 あと二点ばかりで私の

検査は、從來銀行検査と言われておられますがことと同様の性質を有するものであります。あくまでも貸金業を行っている者の適正な運営をはかることを目的とするのであります。従つて今までお話をのような税の関係のものと同時に検査をすると、ことはございません。これはあくまでも現在いわゆる金融検査官が行つて検査することになりますが、金融検査官が本省と地方の財務局におりまして、この金

簿その他検査といふような関係で、われくが直接見聞いたとしておることによりましても、解書のおそれも分にある。従つてこの検査の運用よろしきを得ないならば、もちろん今度は届出なくして貸金業を行つた者に対する罰則規定がございますが、そういう罰則にもかかわらず、またいわゆるやみの貸金業者が出て来るおそれがありますから、この検査の運用にあたつては、十分それらの点を留意していただきなければならないと思ひます。

そういうことの限界がどういうものか。
それから債務の保証の問題は、これは私が前段に申し上げたのは別な立場において十五條において制限はしておるが、金融機関の個人的な立場から債務保証をしてはならないと制限することとは、一應考えなければならない問題ではないかと思ひますので、この点について、特に地位を利用しといふこととの限界がどこにあるかという点について、御説明を伺いたいのであります。

保証の場合につきましては、金融機関の勘定の中に名前において債務保証をいたしまして、保証料を徴収いたしますが、実際に保証債務を履行しない場合におきましては、保証料を金融機関の勘定の中に記入されず、その後職員が自分のポケットに入れるというような場合におきましては、本條に該当することになるわけであります。

次にお伺いしたい点は、第十一條の「貸金業の公正な運営を保障するため」の大蔵省当局による査察の問題でござりまするが、「必要があると認めるときは、部下の職員をして貸金業を行つてゐる者の営業所又は事務所に立ち入り、その帳簿書類その他業務に關係のある物件を検査させることができる。」今日貸金業者はこの法律が制定せられまするならば、当然この法律に基いて三箇月以内に届出をしなければならぬ。貸金業者といふものは全國に相当散在すると思うのであります。第十一條に部下の職員ということになつておるのでありますから、これは具体的に大蔵省の機關の中のどういう部門を指されるものであるか。銀行局の關係であるか。あるいは地方の財務局の出張所というようなものが、今度大蔵省設置法によつてなくなると思ひますが、税務官吏がやるものかどうか。この点はこの査察の問題に関連して付隨的にいろいろ弊害も予想せられますので、その点についてひとつ政府の方針を明確にしていただきたいと思うのであります。

検査は、從來銀行検査と言われておられますことと同様の性質を有するものであります。いままでも貸金業を行つておられる者の適正な運営をはかることを目的とするのであります。従つてそのままにお話のような税の関係のものとしまして、金融検査官が本省と地方の財務局において、この金融検査官が行つて検査することになります。

それからなお同條の第三項にありますように「第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪検査のために認められたもの」と解してはならない」といふことでもわかります通り、これまた同じく、あくまでもこの第一項に基く検査は「貸金業の公正な運営を保障するため」というのを本来の目的としたものであります。憲法第三十五條による基本的な人権を保護するという建前から申しまして、注意的にその旨を明らかにいたしておるのであります。従つて税の関係あるいは犯罪検査のためにこれを濫用するといふようなことは毛頭ないのでござります。

○田中(誠)委員 この点はもちろん、金融検査官によつてやるので、税の関係などとか、そういう大蔵省の末端機関というようなものがやるのでないことは、明確になつたのであります。が、私たちはこの金融検査官による検査の運用いかんによれば、ここにまた私はやみ貸金業者の発生する原因が生れて来ると思うのであります。この点は検査の運用が必要なことは十分認めるのであります。が、ともすればたとえば税務当局の規

それから、その他の機関が直接見聞いたとしておることによるましても、弊害のおそれも多分にある。従つてこの検察の運用によるしきを得ないならば、もちろん今度は届出なくして貸金業を行つた者に対する罰則規定がござりますが、そういう罰則にもかかわらず、またいわゆるやみの貸金業者が出て来るおそれがありますから、この検察の運用にあたつては、十分それらの点を留意していただきなければならないと思います。

次に、これは昨日宮崎委員からも問題にされた点であります、最近のやみ金融というものは、どうも銀行その他金融機関がやみ金融を行つてゐるという方面、これは金額その他の点から見ても、町にある二万や三万の高利の金を貸している者と、その動かしてゐる金額の点においては、はるかに大きなやみ金融が金融機関自体によつて行つてゐるということを、われく仄聞するのであります、その意味で、最近のサラリーマンの中でやはり強力な立場に立たされて、銀行に行つている人だといふようなことも、これは農村方面についても相当そういうことがボビュラーになつておるので、この意味でこの十五條の運用の問題がきわめて重要になつて來ると私は思う。従つてこの十五條に対しましては罰則規定も設けられておるようですが、十五條の條文の中、その他の從業者は、その地位を利用し、自己又は該金融機関以外の第三者の利益を図るため「云々」ことになつておりますが、この地位を利用

そういうことの限界がどういうものか。
それから債務の保証の問題は、これは私が前段に申し上げたのとは別な立場において十五條において制限はしておるが、金融機関の個人的な立場から債務保証をしてはならないと制限することは、一應考えなければならない問題ではないかと思いますので、この点について、特に地位を利用しといふこととの限界がどこにあるかという点について、御説明を伺いたいのであります。

なるのであります。ただいまの債務保証の名前において債務保証をいたしまして、保証料を徴収いたしますが、実際に保証債務を履行しない場合におきましては、金融機関の勘定の中にトに入れるというような場合におきましては、本條に該当することになるわけであります。

